

三田市ガラス工芸館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化の振興、<u>健康増進</u>に寄与するため、三田市ガラス工芸館(以下「工芸館」という。)を設置する。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 工芸館は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 文化振興業務として、<u>ガラス工芸の創作活動、工芸教室等の開催に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>健康増進業務として、浴室、室内プール、研修の場の提供に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、その目的の達成に必要な業務に関すること。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条の2 工芸館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>浴室及び室内プールについては午前10時から午後4時まで、吹きガラス工房、バーナーワーク工房及びステンドグラス工房については午前9時から午後4時までとする。</u></p> <p>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条の3 工芸館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。</p> <p>(1) <u>毎週月曜日及び火曜日。ただし、浴室及び室内プールについては、9月1日から翌年の6月30日までの間、毎週月曜日から金曜日までとする。</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日まで(前号の休日を除く。)</p> <p>(4) 市長が工芸館の管理運営上必要があると認める日</p> <p>第4条～第14条 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化の振興に寄与するため、三田市ガラス工芸館(以下「工芸館」という。)を設置する。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 工芸館は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 文化振興業務として、<u>ガラス工芸の創作活動、工芸教室等の開催に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、その目的の達成に必要な業務に関すること。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条の2 工芸館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>吹きガラス工房、バーナーワーク工房、ステンドグラス工房及びキルンワーク工房については、午前9時から午後4時までとする。</u></p> <p>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条の3 工芸館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 毎週月曜日及び火曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日まで(前号の休日を除く。)</p> <p>(4) 市長が工芸館の管理運営上必要があると認める日</p> <p>第4条～第14条 省略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 <u>工芸館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>工芸館の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>工芸館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業</u></p>

務

(3) 工芸館の施設又は附属設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第13条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項中「変更する」とあるのは「市長の承認を得て変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「これを変更し」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更し」と、第5条第4号中「公益上必要」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て必要」と、第7条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第8条中「市長が規則」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

(利用料金)

第14条の3 前条第1項の規定により工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第15条 省略

別表(第6条関係)

区分		時間	使用料	
基本料金	施設名	多目的ホール	30分につき 150円	
		和室	30分につき 100円	
省略				
基本料金	施設名	スタンドグラス工房	9時から10時30分まで	1人につき 550円
			10時30分から12時まで	1人につき 550円
			13時から14時30分まで	1人につき 550円
			14時30分から16時まで	1人につき 550円

第15条 省略

別表(第6条関係)

区分		時間	使用料	
基本料金	施設名	多目的ホール	30分につき 150円	
		和室	30分につき 100円	
		浴室 室内プール	1人1回につき 大人(中学生以上)300円 小人(小学生以下)150円	
省略				
基本料金	施設名	スタンドグラス工房	9時から10時30分まで	1人につき 550円
			10時30分から12時まで	1人につき 550円
			13時から14時30分まで	1人につき 550円
			14時30分から16時まで	1人につき 550円

特別料金	使用時間を超過して使用する場合(浴室及び室内プールを除く。)	納入すべき使用料の30分当たりの額の2割増の額	

備考

- 1 本市住民以外の者が吹きガラス工房、バーナーワーク工房又はステンドグラス工房を使用する場合に限り、使用料の額は2割増とする。
- 2 省略

		キルンワーク工房	9時から10時30分まで	1人につき 550円
			10時30分から12時まで	1人につき 550円
			13時から14時30分まで	1人につき 550円
			14時30分から16時まで	1人につき 550円
特別料金	使用時間を超過して使用する場合			納入すべき使用料の30分当たりの額の2割増の額

備考

- 1 本市住民以外の者が吹きガラス工房、バーナーワーク工房、ステンドグラス工房又はキルンワーク工房を使用する場合に限り、使用料の額は2割増とする。
- 2 省略